

出産被保険者の保険料の減額制度よくあるご質問と回答

Q1 届出期限はあるのか。いつの届出でも大丈夫なのか。

保険料の賦課期間制限があるため、出産した月の属する年度の翌年度末までに届出をしないと、軽減ができない場合があります。

Q2 出産の予定日で届出をしたが実際の出産の日と異なっていた場合、再度届出するのか

出産予定日と実際の出産日が異なっていた場合であっても、原則として変更の届出は不要です。

ただし、出産の予定日で届出を行い、出産の予定日を基準とした産前産後期間よりも実際の出産の日を基準とした産前産後期間で算定した方が保険料の軽減額が多い場合には届出により該当日の変更をすることができます。

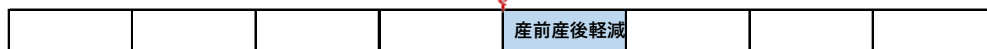
Q3 令和6年1月1日以降の出産でない対象とならないのか。

出産の予定日（又は出産の日）の属する月の前月から出産予定月等の翌々月までの期間が令和6年1月以降であれば当該月は軽減の対象となります（例えば令和5年の11月が出産予定月等であれば令和6年1月分が軽減されます。）。

出産予定日（出産後の届出の場合は「出産日」）

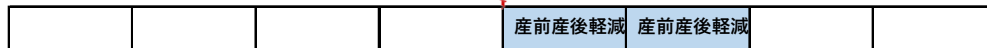
令和6年1月

【11月出産】



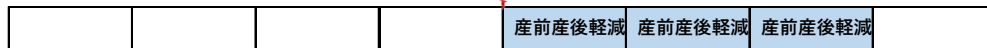
1か月分軽減

【12月出産】



2か月分軽減

【1月出産】



3か月分軽減

その他詳しい内容についてはお住いの区の保険年金課へお問い合わせください。

<各区の保険年金課連絡先一覧>

